

## 国立大学法人新潟大学職員の懲戒等に関する規程

平成16年4月1日

規程第82号

### (趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人新潟大学職員就業規則(平成16年規則第20号)第47条から第49条までに規定する職員の懲戒並びに訓告及び嚴重注意(以下「懲戒等」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

### (所属組織の定義)

第2条 この規程において職員の所属組織は、次の各号に掲げる職種の区分に応じ、当該各号に定める組織をいう。

- (1) 大学教育職員 教育研究院の各学系，医歯学総合病院，脳研究所，全学教育機構，超域研究機構，保健管理センター及び新潟大学学則(平成16年学則第1号。以下「学則」という。)第15条に規定する組織
- (2) 大学教育職員以外の職員 各学部，大学院自然科学研究科，人文社会・教育科学系事務部，自然科学系事務部，医歯学系事務部，医歯学総合病院，脳研究所，附属図書館，保健管理センター，学則第15条に規定する組織及び事務局

### (顛末の報告)

第3条 組織の長(事務局にあっては、新潟大学事務組織規程(平成16年規程第49号)第7条に規定する事務組織を総括する理事とする。以下同じ。)は、当該組織の職員に関し、懲戒等に該当すると思われる事案が発生したときは、直ちに学長に報告するとともに事実を調査し、当該事案に関する顛末を学長に速やかに報告しなければならない。

2 前項の事案が大学教育職員に係るものである場合は、当該大学教育職員が所属する組織に置かれる別表第1に掲げる審議機関において審議を行い、その意見を付すものとする。この場合において、当該審議機関に大学教育職員以外の者が構成員となっている場合には、その者を除いて審議を行うものとする。

3 第1項の顛末の報告は、次の事項について行うこととする。

- (1) 懲戒等に該当すると認められる事案の関係者(以下「当事者」という。)の所属，職名，氏名
- (2) 事実の概要
- (3) 事実の詳細(発覚の動機，発覚後の措置，平素の管理運営状況等)
- (4) 事件についての警察署，検察庁等の調査状況
- (5) 当事者及び職員を監督する地位にある者(職員を事実上監督している地位にある者を含む。以下「監督者」という。)に対して行おうとする処置

## (6) その他参考事項

### (懲戒の審査)

第4条 学長は、職員に対して懲戒処分を行おうとする場合は、次に定める審査の結果に基づいて行うものとする。

(1) 大学教育職員 教育研究評議会の審査

(2) 前号以外の職員 懲戒審査委員会の審査

2 前項の審査に当たり、必要があると認める場合は、教育研究評議会又は懲戒審査委員会に、調査小委員会及び審査小委員会を設置して調査及び審査することができる。

3 第1項の審査を行うに当たっては、審査を受ける者に対し、審査の事由を記載した説明書を交付する。

4 審査を受ける者が、前項の説明書を受領した後14日以内に文書で請求した場合は、その者に対し、口頭又は書面で陳述する機会を与えなければならない。

5 教育研究評議会又は懲戒審査委員会は、第1項の審査を行う場合において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、又はその意見を徴することができる。

6 懲戒審査委員会の構成等については、学長が別に定める。

7 第3項から第5項までに規定するもののほか、第1項の審査に関し必要な事項は、大学教育職員にあっては教育研究評議会、大学教育職員以外の職員にあっては懲戒審査委員会が定める。

### (懲戒の基準)

第5条 学長は、懲戒の処分量定の決定に当たっては、別表第2に掲げる懲戒処分の標準的な処分量定を基準とし、次に掲げる事項を考慮して、総合的に判断して行うものとする。

(1) 非違行為の動機、態様及び結果

(2) 故意又は過失の度合の程度

(3) 非違行為を行った職員の職責及び職責と非違行為との関係

(4) 他の職員及び社会に与える影響

(5) 過去の非違行為の有無

### (懲戒処分書等の交付)

第6条 懲戒処分は、懲戒処分書及び処分説明書(以下「懲戒処分書等」という。)を職員に交付して行うものとする。

2 前項の懲戒処分書等の交付を行う際に、これを受けるべき職員の所在を知ることができない場合においては、その内容を民法(明治29年法律第89号)第97条の2第2項に定める方法によって公示することにより、懲戒処分等の意思表示を行う。この場合には、民法第97条の2第3項の規定により、公示した日から2週間を経過したときに懲戒処分書等の

交付があったものとみなす。

3 懲戒処分の効力は、懲戒処分書等を職員に交付したときに発生する。

(減給の期間)

第7条 減給の期間は1月以上12月以下とし、処分の効力が発生した日の直後の給与の支給日に支給される給与から減ずるものとする。

(停職の期間)

第8条 停職の期間は1日以上12月以下とし、期間の起算日は処分の効力が発生した日の翌日とする。

(刑事裁判との関係)

第9条 懲戒に付せられるべき事由が、刑事裁判所に係属する期間においても、同一事件について適宜に懲戒手続を進めることができる。

(訓告等の処分)

第10条 訓告又は嚴重注意の処分は、文書を職員に交付して行うものとする。ただし、嚴重注意の処分にあつては、口頭により行うことができる。

(不服の申立て)

第11条 懲戒処分を受けた職員は、懲戒処分書等を受理した日の翌日から起算して60日以内に学長に対して不服申立てをすることができる。ただし、処分があった日の翌日から1年を経過したときは、することができない。

2 前項の申立ては、文書により行うものとする。

3 学長は、前項の申立てがあつた場合、学長が設置する再審査委員会に再審査を諮るものとする。

4 再審査委員会の構成等については、別に定める。

(懲戒処分の公表)

第12条 本学の社会的責任にかんがみ、不祥事の再発防止に資するため、懲戒処分の事案は、別表第3に定める基準に照らし、原則として公表するものとする。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規程の施行後、国立大学法人法(平成15年法律第112号)附則第4条の規定に基づき本学の職員となった者が、この規程の施行日の前日以前において就業規則第47条から第

49条までに規定する懲戒等の事由に相当する行為があったことが認められるものについては、この規程により懲戒等の手続を行うものとする。

附 則(平成17年3月30日規程第18号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規程第52号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月1日規程第4号)

この規程は、平成19年3月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規程第11号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

大学教育職員に係る組織に置かれる審議機関

組織区分	組織に置かれる審議機関
教育研究院	各学系教授会議
医歯学総合病院	病院管理運営委員会
脳研究所	教授会
全学教育機構	学長が設置する懲戒等に関する委員会
超域研究機構	運営委員会
保健管理センター	学長が設置する懲戒等に関する委員会
企画戦略本部(評価センター及び東京事務所を含む。)	学長が設置する懲戒等に関する委員会
危機管理室	学長が設置する懲戒等に関する委員会
入学センター	学長が設置する懲戒等に関する委員会
大学教育開発研究センター	学長が設置する懲戒等に関する委員会
国際センター	学長が設置する懲戒等に関する委員会
災害復興科学センター	学長が設置する懲戒等に関する委員会
地域共同研究センター	運営委員会
社会連携研究センター	運営委員会
総合情報処理センター	運営委員会
キャリアセンター	学長が設置する懲戒等に関する委員会
アイソトープ総合センター	運営委員会
機器分析センター	運営委員会

別表第2(第5条関係)

標準処分量定

事由		懲戒解雇	諭旨解雇	降任	降格	停職	減給	戒告
1 一般関係	(1) 欠勤							
	ア 10日以内							
	イ 11日以上20日以内							
	ウ 21日以上							
	(2) 遅刻・早退							
	(3) 休暇の虚偽申請							
	(4) 勤務態度不良						○	○
	(5) 職務内秩序びん乱							
	ア 暴行							
	イ 暴言							
	(6) 虚偽報告							
	(7) 違法な労働団体行動							
	ア 単純参加							
	イ あおり・そそのかし							
	(8) 秘密漏えい							
	(9) 政治的目的を有する文書の配布							
(10) セクシュアル・ハラスメント								
ア 強制わいせつ、上司等の影響力利用による性的関係・わいせつ行為								

		イ 意に反することを認識の上での性的な言動の繰り返し							
		執拗な繰り返しにより強度の心的ストレスの重複による精神疾患に罹患							
		ウ 意に反することを認識の上での性的な言動							
2 公 金官 物取 扱い	(1) 横領								
	(2) 窃取								
	(3) 詐取								
	(4) 紛失								
	(5) 盗難								
	(6) 官物損壊								
	(7) 出火・爆発								
	(8) 諸給与の違法支払・不正受給								
	(9) 公金官物処理不適正								
3 公 務外 非行 関係	(1) 放火								
	(2) 殺人								
	(3) 傷害								
	(4) 暴行・けんか								
	(5) 器物損壊								
	(6) 横領								
	(7) 窃盗・強盗								

		ア 窃盗							
		イ 強盗							
		(8) 詐欺・恐喝							
		(9) 賭博							
		ア 賭博							
		イ 常習賭博							
		(10) 麻薬・覚せい剤等の所持又は使用							
		(11) 酩酊による粗野な言動等							
		(12) 淫行							
		(13) 痴漢行為							
4 交通事故・交通法規違反		(1) 飲酒運転での人身事故							
		ア 酒酔い・死亡又は重篤な傷害							
		イ 酒酔い・傷害							
		措置義務違反あり							
		ウ 酒気帯び・死亡又は重篤な傷害							
		措置義務違反あり							
		エ 酒気帯び・傷害							
	措置義務違反あり								

	(2) 飲酒運転以外での人身事故									
		ア 死亡又は重篤な傷害								
		措置義務違反あり								
		イ 傷害								
		措置義務違反あり								
	(3) 交通法規違反									
		ア 酒酔い								
		物損・措置義務違反あり								
イ 酒気帯び等悪質な交通法規違反										
	物損・措置義務違反あり									
5 監督責任	(1) 指導監督不適正									
	(2) 非行の隠ぺい, 黙認									
6 倫理規	(1) 各種報告書等を提出しない									

程 違 反	(2) 虚偽の事項を記載した 各種報告書等を提出							
	(3) 部下の倫理法等違反を 黙認し又は隠蔽							
	(4) 利害関係者から金銭又 は物品の贈与を受ける							
	(5) 利害関係者から不動産 の贈与を受ける							
	(6) 利害関係者から金銭の 貸付けを受ける							
	(7) 利害関係者から無償で 物品の貸付けを受ける							
	(8) 利害関係者から無償で 不動産の貸付けを受ける							
	(9) 利害関係者から無償で 役務の提供を受ける							
	(10) 利害関係者から未公開 株式を譲り受ける							
	(11) 利害関係者から供応接 待(飲食物の提供に限る。) を受ける							
	(12) 利害関係者から遊技又 はゴルフの接待を受ける							
	(13) 利害関係者から海外旅 行の接待を受ける							
	(14) 利害関係者から国内旅 行の接待を受ける							
	(15) 利害関係者と共に飲食 をする(供応接待を受ける 場合を除く。)							
	(16) 利害関係者と共に遊技 又はゴルフをする(遊技又 はゴルフの接待を受ける 場合を除く。)							

(17) 利害関係者と共に旅行をする(旅行の接待を受ける場合を除く。)							
(18) 利害関係者に該当しない事業者等から通常一般の社交の程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受ける							
(19) 利害関係者につけ回しをする							
(20) 利害関係者に該当しない事業者等につけ回しをする							
(21) 倫理監督者の承認を得ずに利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて講演等をする							

(注1) 個別の事案の内容によっては、本表に掲げる量定以外とすることもある。

(注2) 本表に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、これらについては、本表に掲げる取扱いを参考としつつ判断する。

### 別表第3(第12条関係)

#### 懲戒処分の公表基準

#### 1 公表の対象とする懲戒処分事案

次のいずれかに該当する懲戒処分は、公表するものとする。

業務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分(国立大学法人新潟大学職員倫理規程(平成16年規程第85号)又は同規程に基づく命令に違反したことを理由としたものを含む。)

業務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち、免職又は停職である懲戒処分

#### 2 公表する内容

事案の概要、処分量定及び処分年月日並びに所属、役職段階等被処分者の属性に関する情報を、個人が識別されない内容のものとすることを基本として公表するものとする。

#### 3 公表の例外

被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等1及び2によることが適当でない認められる場合は、1及び2にかかわらず、公表内容の

一部又は全部を公表しないこともあることとする。

#### 4 公表の時期及び方法

懲戒処分発令後，速やかに公表する。ただし，軽微な事案については，一定期間ごとに一括して公表するものとする。

公表の方法は，原則として報道機関への資料配布による。

なお，特に社会的影響の大きい事案など重大な事案については記者会見を行う。